

災害時における医療救護活動と医薬品等の供給に関する協定

災害時における医療救護活動と医薬品等の供給（以下「医療救護活動等」という。）に関し、品川区（以下「甲」という。）と、一般社団法人品川区薬剤師会（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合およびそれらの事態に備えて、甲が品川区地域防災計画に基づき、実施する医療救護活動等に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、本協定および品川区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導および医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所その他甲が指示する場所への派遣および本協定に定める医薬品等についての輸送を実施する。

（災害医療救護計画の策定および提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動等を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第4条 薬剤師班は、救護所および医薬品の集積場所等（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所等における、医薬品の仕分け、管理
- (3) 医薬品の保管場所等より、救護所その他甲が指示する場所までの医薬品等の輸送
（指揮命令）

第6条 薬剤師班に係る指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（薬剤師班の派遣と医薬品等の輸送に伴う協力要請）

第7条 乙は、第5条に定める業務について、乙は被災その他困難な状況にて実施ができない場合は甲に協力を要請し、甲は必要な対策を行わなければならない。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食および給水は、甲が行う。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は無料とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加する。当該訓練中、一般参加者に傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(医薬品等の確保と供給)

第10条 乙は、甲が定める一定数量の医薬品等を平常時より確保し、災害が発生または発生するおそれがある場合に甲の要請により優先して供給する。

(報告・検査)

第11条 乙は、前条に基づき、年1回、甲が定める期日に医薬品等の保管場所ならび数量等について調査し、これを甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告に基づき年1回検査を行うこととする。なお、甲は必要に応じ検査を行うことができる。

3 乙は、甲が前項の検査を行う場合には、協力しなければならない。

(価格、請求および代金の支払い)

第12条 応急医薬品等の価格は、災害が発生する直前の販売価格とする。

2 乙は、本協定により、使用された医薬品等について、甲にその代金を請求するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定により、請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(費用弁償等)

第13条 本協定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

(2) 訓練に伴うもの

(3) 医薬品等の確保、保管、輸送、供給に伴うもの

(4) 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動等において負傷し、疫病にかかり、または死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な細目については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

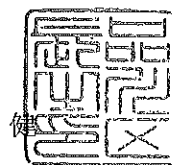
(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

令和2年4月1日

甲 品 川 区

代表者 品川区長 濱 野



乙 一般社団法人品川区薬剤師会

代表者 会 長 加 藤

